

人口 男 9,017人 女 9,224人 計 18,241人 世帯数 4,116戸

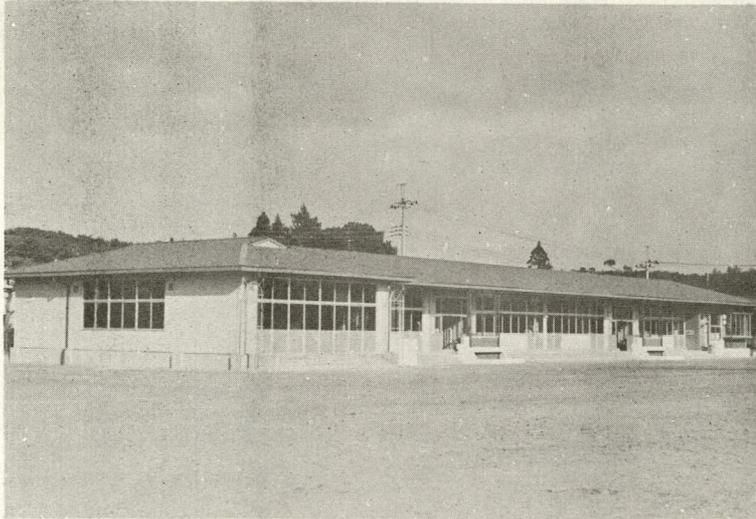
麻生 広報 麻生町役場蔵刷 麻生町1561-9 電話0811(代)

- 2月のメモ 1日 統計調査員協議会総会 町県民税徴収 8日 献血 10日 税務協議会役員会 11日 建国記念の日 15日 健康優良児表彰式、町県民税申告相談開始 16日 国民年金相談日 17日 農業委員会総会 21日 教育委員会、議員協議会 23日 選挙管理委員会 24日 例月出納検査 28日 国保税・国民年金保険料徴収

麻生幼稚園

近代的な園舎が完成

町立麻生幼稚園の園舎が完成し、さる一月二十七日、新しい園舎で竣工式典をおこないました。この園舎は、昭和五十一年八月四日から十二月二十日ま



明るく近代的な新しい園舎

で工事がおこなわれ、敷地面積四、〇〇〇平方、建築面積五〇八平方の鉄骨平家建て保育室四室のほか遊戯室、職員室等を備え、百四十名を収容できる明るい近代的な建築です。

第六回臨時町議会

一般会計補正予算

四千八百万円を追加

第六回臨時町議会が十二月二十五日開催され、一般会計歳入歳出補正予算が原案どおり可決されました。

昭和三十五年麻生町一般会計補正予算 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四千八百万円を追加し、歳入歳出それぞれ二十二億五千三百万円としたものです。

農村婦人の声を県政に

四鹿で知事を囲む広聴集会

さる一月二十六日、四鹿の大鷲会館で知事を囲む広聴集会が開かれ、農村生活に密着した多くの問題について、活発な意見が交わされました。

この集会は、広く県民の声を聞き県政に民意を反映させるとともに、県政への理解を深めて、よりよい郷土づくりを推進しようとするが実施しているもので、今年には特に農村婦人を中心に集会が実施され



集会のひとコマ

二十名を中心に四鹿加工トマト婦人部十名のほか、麻生町4Hクラブ、生活改善グループの七ツ会、若葉会、島並生活改善グループ代表者と県の関係者あわせて八十名が出席して午後二時から始め、各グループの活動状況が発表されたと、過重労働による病気や農婦症等、健康管理の諸問題に対する対策、行政指導等活発な意見が交わされました。

意見交換が終わったあと、三月十三日までの間、春季全国火災予防運動が実施され、地元の金田なをさんが作詞された「四鹿音頭」が、四村はなさんの唄によって披露されました。これに対し、竹内知事が「おかげたいやくくん」を唄ってこたえ、小沼町長が

春の火災予防運動

2月28日～ 3月13日

火災は人災 防ぐはあなた!

「潮来花嫁さん」を唄うなど、なごやかなふんい気の中で、集会は四時四十五分終了しました。働く農村地域婦人のささやかな願いが県政に大きく反映することを期待します。

- 5、火遊びの禁止とたき火の際の安全確認 6、火災の際の消火活動や避難方法の周知徹底 7、学校や職場で火災予防について話し合おう。 1、火災予防に関する知識の普及 2、消防用設備等の点検・整備の完全実施 3、消防計画等の周知徹底と訓練の実施 4、避難路の安全確保 5、火気使用場所の整理、整頓および防火カーテン使用等による出火の防止 6、林野火災や車両火災の予防について話し合おう。

〔善〕〔意〕

善意銀行へ次のかたが預託されました。宇崎の江口金三郎さんは、大和第三小学校へえんぴつ十五ダース。岡の市塚善春さんは、大和第三小学校へさつき百五十鉢。岡老人クラブは、大和第三小学校へさつき百十鉢、竹ぼうき十本。岡の箕輪文男さんは、大和第三小学校へ砂場柱用柱四本。

農業者年金制度の改正

農業者年金基金法の一部を改正する法律が昭和五十一年六月四日公布されました。その改正の主な内容は次のとおりです。

一、年金給付額の引き上げ

経営移譲年金と農業者老齢年金の額が現行の一・四八倍に引き上げられました。この結果六十歳から六十四歳までの間に支給される経営移譲年金の額は、五年加入者で月額一万七千六百円が二万六千円に引き上げること、農家に

二、保険料の改定

年金額の引き上げに伴い、保険料の額も改定されることになりました。しかし、一挙に引き上げること、農家に

Table with 4 columns: 現行(1ヶ月分), 改正後(1ヶ月分), 期間, 一般保険者, 特種後継者. Rows for 52, 53, and 54 years.

すので次のように三年計画で段階的に引き上げていくこととされました。

三、農業後継者に対する措置

- (1) 保険料の軽減 将来、農業の中核的な担い手となるような後継者の加入を促進し、その育成確保を図っていく措置として次のような条件にあてはまる人が申し出れば、特定後継者として一般の被保険者の保険料よりも三割程度軽減されることになりました。 (ア) 親の経営規模が県の平均経営規模以上であること。 (イ) 本人が農業に常時従事していること。 (2) 経営移譲の要件の改正 後継者に対する経営移譲の場合、自作地についてはこれまで所有権を移転する

三月定例農業委員会への申請は三月五日までに

農業委員任期満了に伴う選挙が三月中に行われるので三月の定例総会に提出しようと思う申請書は三月五日までに農業委員会事務局で手続きをしてください。なお、四月以降の分については例月とおり毎月十日までに申請手続きをしてください。

